

中部大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）に、次条に規定する事項を審議するとともに、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめることを目的として、中部大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価及びピアレビューの実施に関する事項
- (2) 自己点検・評価結果及びピアレビュー結果に関する事項
- (3) 大学機関別認証評価の受審に関する事項
- (4) その他自己点検・評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 大学企画室長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 入学センター長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) キャリア部長
- (9) 大学企画室の部長
- (10) 大学事務局長
- (11) 学長が指名する者

(任命)

第4条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第11号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(ピアレビュー委員会)

第8条 委員会に、当該年度の各組織における自己点検・評価結果についてピアレビューを行うためにピアレビュー委員会を置く。

2 ピアレビュー委員会に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 委員会に必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(資料の提出等の協力)

第10条 委員会は、その目的を遂行するため必要があるときは、各組織の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(自己点検・評価結果の報告・課題の提案)

第11条 委員会は、中部大学自己点検・評価実施計画に基づき自己点検・評価を実施し、各組織から提出された自己点検・評価シート(ピアレビュー結果を含む)等を中部大学内部質保証推進委員会に提出する。また、全学的課題を作成し、個別課題と併せて提案・報告する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(運営細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 中部大学自己点検・評価準備委員会規程(平成3年11月18日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 18 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 10 年 9 月 22 日から施行し、平成 10 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 11 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 20 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 中部大学自己点検・評価実施専門委員会規程(平成 17 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2019 年 9 月 18 日から施行し、2019 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2022 年 6 月 15 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。